

森林の土地所有者／立木の伐採は届出が必要です

問 産業課 農林保全係 ☎62-9222

●森林の土地所有者の届出について

売買や相続等により、富士見町の森林整備計画区域内の土地（森林の土地）を新たに所得した方は、森林法の定めにより「森林の土地の所有者届出書」の提出が必要です。

○届出方法

- 【必要書類】 森林の土地の所有者届出書、土地の登記事項証明書または土地売買契約書等の権利を取得したことが分かる書類の写し、位置図
- 【届出先】 産業課 農林保全係（役場2階⑩番窓口）
- 【その他】 届出書様式は窓口または町ホームページ（<http://www.town.fujimi.lg.jp>）で取得できますので、記載例・注意事項を参考に作成してください。

○森林所有者届出制度

森林整備の実施にあたり、森林所有者の氏名や所在が不明であることが多く、効率的な森林の整備が進まないことを受け、平成24年の4月から森林法に基づき届出が義務付けられました。

●立木の伐採の届出について

富士見町の森林整備計画区域内の森林の立木の伐採を行うときは、森林法の定めにより、本数、目的などにかかわらず「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

この区域には国有林を除く個人所有の山林や区有林、町有林等が含まれています。伐採を予定する森林が区域に含まれているかどうかを確認し、伐採の30日前までに町に届け出てください。

○届出方法

- 【必要書類】 伐採及び伐採後の造林の届出書、位置図（建築物の建築に伴う伐採の際は配置図等を添付）
 - 【記載事項】 森林の所有者、実際に伐採をする方、伐採の方法や面積、造林の計画等の内容 等
 - 【届出先】 産業課 農林保全係（役場2階⑩番窓口）
 - 【その他】 森林整備計画区域の確認や届出書様式の取得は窓口または町ホームページ（<http://www.town.fujimi.lg.jp>）で行えます。
- ※「枝払い」、「下草刈り」の場合は、届出不要です。

飼い犬に関する届出をお願いします

問 建設課 生活環境係 ☎62-9114

生後91日以上の犬は、登録が義務付けられています。新しく犬を飼い始めた場合や、飼い主や犬の住所・所在が変わった場合など、登録事項に変更があったときは町に届け出てください。

手続き書類	概 要	
登録申請書 (新規登録)	犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日）から30日以内に登録を行わなければなりません。	
登録事項変更届	町内での変更	飼い主が転居した場合や、譲渡や飼い主の死亡により所有者が変わった場合に必要手続きです。
	転入による変更	転入により、町外で登録されていた犬を登録するために富士見町での手続きが必要です。転入前の市町村で交付された鑑札をお持ちください。 ※町外に転居される場合は、新住所地の市町村で手続きを行ってください。
死亡届	飼い犬が死亡した場合は、死亡してから30日以内に届け出ることとなっています。原則的には窓口での手続きとなりますが、やむを得ず来庁できない場合は電話でご相談ください。	

【届出先】 建設課 生活環境係（役場2階⑨番窓口）